

(1) 第 10 号

戦後補償ニュース

1993年12月13日

慰安婦犯罪 責任者の処罰を

アジアに高まる処罰要求に早急な対応を

要求 日本政府は、このことなく、補償に代わる措置による慰安婦問題の決着を追求している。今月初旬も、ひそかに韓国側にこれを提案したが、あっさり断られた。「金で解決しよう」という動きに対して、アジアでは、「正義の表現こそが彼女たちの名誉回復になる」として、犯罪として正当な処罰を求める声が高まっている。その動向と、国内世論の推移は余りに大きく、早急な対応が必要。

要求 処罰要求の根拠となつてゐる法律は、時効のない国際法で、「人道に対する罪」や「強制労働に関する条約」など。すでに東京裁判で適用されたり、日本も締結してゐて、法律論的には疑問の余地のないものばかり（次頁の解説参照）。こうした動きの基礎には、「お金による解決だけでは彼女たちの人権の回復にならない」という根強い思いがある。加害者の処罰を要求もせずお金だけ受け取るならば、犯罪が行われたことが明瞭にならず、彼女たちの名誉回復に必ずしもつながらないからだ。

いっぽう「軍慰安婦への責任者を処罰せよ」という要求は、私たち日本人には身を切られる苦痛を伴うもの

の。だが、重大な国家犯罪を犯して、なおかつ処罰をまぬがれたというのは、私たち日本人の心には決して受け入れられない。こうした重大犯罪を野放しにしておいて、いったい世界（アジア）の誰が、これからの

私たちが日本社会を信頼できるだろうか。ドイツであれば、責任者の捜査・処罰は今も進行中のこと。日本だけ何もしないで来たことのほうがむしろ異常なのだ。新しい世界（アジア）と日本との関係を作るためにこそ、苦しみつつもこの要求を受け入れたい。

処罰要求は以前から この動きは今年三月にパシフィカで開かれた「アジア

の項目が盛り込まれ、十一月にバンコクで開かれた「日本の戦後処理問題に関するシンポジウム（五頁参照）」でも、韓国、共和国、フィリピンなどの参加者から、日本政府は国際法上の責任を認めるべき」という提案をおこなったことに始まっている。六月にウィーンで開かれた「世界人権会議」でも、同様の主張が特に女性団体から多くの支持を集めた。

今年八月に埼玉で開かれた、第二回強制「従軍慰安婦」問題アジア連帯会議（六頁参照）の決議では、「日本政府は責任者を明らかにすること。責任者は処罰されなければならない」

め、犯罪者を処罰」すべきことが主張された。

国際法上の責任を この背後には、国連における人権問題への取組みがあることも大きい。八月の「世界人権会議」が、補償（賠償）とともに処罰の必要を明言して全会一致で採択されたこと、旧ユーゴスラビアで集団レイプを繰り返したセルビアの開設が決定されたこと

と、先月には国連総会で国際刑事裁判所開設の議論がなされたことなど、いずれこうした動きが日本に押し寄せることを、この動向は前提にしている。

処罰は補償を必然化 もしこの動きが本格化するならば、軍慰安婦問題はもとより、戦後補償問題全般に決定的に大きな影響をもたらす。現在、様々な戦後補償に関する民事訴訟がなされているが、これに対して日本政府は、補償する必要がある、と突っぱねてゐる。たしかに国際法違反への責任と補償義務の間には、決定的な違いなど、法律

な補償の原因となる。この点も、すでに国際法上相当数の判例が存在し、疑問の余地はない。したがって、処罰義務が認定されるなら、少なくともこの点で補償が可能となる。それに加えて、いまだ若干の溝が残っている国際法違反と補償義務との間を埋める作業も、ファン・ポーン最終報告を下敷きにして国連で進められている。日本政府は、国際法から見ても、絶対逃げることはできない窮地に追い詰められるのである。

補償 もし軍慰安婦問題で処罰補償の流れが形作られるならば、日本の戦後処理に関するすべての問題——強制労働、虐殺、軍票、捕虜、慰問、植民地支配下の軍人軍属ほか——についても、国際法に違反する重大人権侵害の観点から処罰と補償が可能となる。さまざまな戦後補償運動の全体が、今力を合わせ、この新たな動きに合流する必要がある。東京裁判で免責された数々の軍人軍票事件は、五十年たった今ようやく、当時法廷から除かれていたアジアの被害者によって、第二の東京裁判として裁かれることが始まったのである。



第 10 号
1993年12月13日

編集 集
「アジア・太平洋地域の戦争犠牲者に思いを馳せ、心に刻む会」事務局
発行人 大島孝一
〒556 大阪市浪速区
堀草2丁目6-4-518
TEL 06(562)7740
FAX 06(562)5272
年間購読料 3,000円

六月のウィーン人権会議

1993年12月13日

戦後補償ニュース

第10号(2)

解説 処罰しないのはアジアへの差別

アジアの被害者の方々が要求するように、過去の戦争犯罪について、刑事事件として捜査・訴追・裁判・処罰すべきことは当然です。問題は処罰を可能にする明文の法律が日本にないことです。

日本と同じ枢軸国であったドイツは、刑事訴訟法を適用しないなど立法の工夫をして、現在でも戦争犯罪について刑事処罰を継続しています。被害者側のイスラエルは、過去の戦争犯罪、人道に対する罪の処罰

を巡って処罰できる立法を求めています。最近、英国、オーストラリアなどの諸国も戦争犯罪法を立法して、改めて過去の戦争犯罪の処罰に力をいれています。恥ずかしいことに、日本だけが責任者を一人も自ら処罰していない」と国際的批判をあびているのです。

ところが、「過去の犯罪について、現在立法することによって過去に遡って刑事処罰できるのだろうか」と疑問もありましょう。しかし、国際人権(自由権)

規約(一九五二年)は、「この条のいかなる規定も、国際社会の認められた一般原則により実行のときに犯罪とされていいた作爲又は不作為を理由として、裁判しつかつて処罰することをさまたげるものではない」としています。戦争犯罪及び人道に対する罪が、第二次大戦当時すでに国際法上の犯罪であったことは、ニュルンベルク及び東京の国際軍事法廷、その後の国連決議などで確認されたことです。これらの犯罪は、「国際社会

の認める法の一般原則により、実行のときに犯罪とされたい」と言えます。だからこそ、諸国が、戦争犯罪の処罰を可能にする法律を立法して、過去の犯罪を処罰しても、国際社会から認められてきたのです。

ところで、日本が、自ら処罰した訳ではありませんが、日本の過去の戦争犯罪及び人道に対する罪について、その刑事処罰を承認した例がない訳ではありません。極東国際軍事裁判及びその他の連合国のB級戦犯裁判法廷による処罰は、ボツダム宣言の受諾、サンフランシスコ平和条約の締結に際して、日本としてこれを受け入れた。これは、米英など連合国の俘虜に対する戦争犯罪及び人道に対する罪に関する法律を立法して、過去の犯罪を処罰しても、国際社会から認められてきたのです。

つまり、日本は、被害者「慰安婦」が白人であれば、これが戦争犯罪及び人道に

対する罪にあたること及びその犯罪の責任者を処罰すべきことを認めたのです。ところが、被害者がアジアの女性、朝鮮女性の場合は、全く同じ種類の性的奴隷制の被害者に対する加害行為が犯罪であり、責任者を処罰すべきであること一度たりと言えども承認したことはないのです。これは、アジアとりわけ韓国・朝鮮女性に対する著しい蔑視と差別の現われとしか考えようがありません。この点から言っても、アジア女性に対して率直に犯罪と認め、処罰を可能にする義務があります。

細川首相は具体的な措置を

米連邦議会
下院議員24人が手紙

以下に署名する私たち連邦議会議員は、一九三二年から一九四五年の間アジア全域に存在した軍慰安所の設置及び維持に対する日本政府の直接関与を、日本政府

以下に署名する私たち連邦議会議員は、一九三二年から一九四五年の間アジア全域に存在した軍慰安所の設置及び維持に対する日本政府の直接関与を、日本政府

以下に署名する私たち連邦議会議員は、一九三二年から一九四五年の間アジア全域に存在した軍慰安所の設置及び維持に対する日本政府の直接関与を、日本政府

以下に署名する私たち連邦議会議員は、一九三二年から一九四五年の間アジア全域に存在した軍慰安所の設置及び維持に対する日本政府の直接関与を、日本政府

以下に署名する私たち連邦議会議員は、一九三二年から一九四五年の間アジア全域に存在した軍慰安所の設置及び維持に対する日本政府の直接関与を、日本政府

以下に署名する私たち連邦議会議員は、一九三二年から一九四五年の間アジア全域に存在した軍慰安所の設置及び維持に対する日本政府の直接関与を、日本政府

以下に署名する私たち連邦議会議員は、一九三二年から一九四五年の間アジア全域に存在した軍慰安所の設置及び維持に対する日本政府の直接関与を、日本政府

以下に署名する私たち連邦議会議員は、一九三二年から一九四五年の間アジア全域に存在した軍慰安所の設置及び維持に対する日本政府の直接関与を、日本政府

一九九三年十二月二日
Patsy T. Mink Constance A. Moresella Robert A. Underwood Leslie L. Byrne Robert T. Matsui Neil Abernethy William J. Jefferson Nancy Pelosi Norman Y. Mineta Don Edwards David E. Bonior Ronald V. Dellums Ronald K. Mackey Jose E. Serrano William S. Matus Benjamin A. Gilman Michael J. Kopechinski Gary L. Ackerman Edward J. Markey Tom Lantos Susan Mohnrari Jan Meyers Peter T. King Karen L. Thurman

(3) 第 10 号

戦後補償ニュース

1993年12月13日

平和記念館問題の経過と今後

波田 水実

「戦没者追悼平和祈念館」は、当初「戦没者追悼平和祈念館」として構想された。それは、自民党にとっては有力な圧力団体である日本遺族会（橋本龍太郎会長）が一九七九年以来、長年働きかけてきた「成果」であった。厚生省はそれを「戦没者追悼平和祈念館」と名称を変えただけで建設を計画した。そして、今年度、来年度と予算がついたため建物の建設はまさに現実化しそうな状況である。

この計画に対しては、当初より問題視する動きは一部にはあったのだが、国会では調査費などの名目での予算の支出をチェックすることなく見過ごしてきたという経過があり、本格的な反対運動が起されたときには、すでに建設プランおよび展示プランなどは具体化しつつある状況であった。こうした中で本年八月二十九日に「戦没者追悼平和祈念館について考える」という声明が歴史研究者、映画監

は、「介入型」の運動で、できることならば計画をわれわれが要請するよう、アジアへの戦争責任を明らかにし、戦後補償にも対応する調査・研究の機能も持った、平和を願う施設に変わることを目指していた。そのため、「われわれの対策」を作成した。また、刊行は来年一月になる予定であるが、岩波書店より「戦争博物館」というブックレットを出すこともなっている。これらの活動に、主として歴史学関係者および日本の戦争責任資料センターの大きな努力があったことは言うまでもない。

こうした経過の中で、細川内閣の成立は、自民党時代の政策の見直しを予想させたが、どうやら官僚勢力の主張する「行政の継続性」という論理に政府が押しきられ、本来なら野党第一党として反対運動の中心であるべき社会党が、与党第一党となり、政府予算には反対しないという「ねじれ現象」が起ったため、祈念館予算は来年度も二〇数億円で通る予定である。十一月に入ってから日本遺族会、細川首相の戦争責任発言に対する抗議声明を出したが、それは歴代内閣の対外的な公式声明を否定する

9.18シンポジウム

戦争博物館・平和記念館の現状と展望

伊香 俊哉

山辺昌彦氏の報告は「立命館大学国際平和ミュージアムの現状と課題。同ミュージアムは、一五五戦争の加害と被害の両面を見すえた展示などで定評を得ているが、設立の経緯・現状・課題を問明に紹介。博物館の中身は、内部の人によってつくられていくことが実感される報告だった。

宇吹曉氏の「原爆被害関係施設をめぐる最近の動向」は、広島と長崎において加害者としての展示などを求める市民運動が展開されていることや、長崎国際文化会館新築に際しては朝鮮人被害者の表現、日本の朝鮮侵略などの展示が計画されていることなどが紹介された。日本の戦争被害の代表ともいえる原爆被害の記念館で日本の加害の側面がとりあげられることは、戦争責任論の観点からは非常に意義ある点からは非常に意義ある

ことだが、そこには被害者の感情など簡単に割り切れない問題があることがうかがわれた。岩倉務氏の「市民運動の立場から考える『国立平和博物館（記念館）』」は、一九八三年に結成された平和博物館を創る会の運動を通じて得られた各地の平和資料館・戦争博物館などの現状や建設計画などについて報告、自治体レベルの記念館構想などでも加害の面を取り上げる動きがあると指摘がされた。

等原十九司氏の「中国の抗日戦争記念館」は、中国のさまざまな大学キャンパスに日本の中国侵略・抗日戦争に関する記念碑があるにもかかわらず、日本人留学生の侵略に対する認識は低く、中国人学生との認識にかなりのギャップがあること、二〇〇一年来各地で記念館建設がなされているが、その背景には政治的・経済的で緊急集合を開き、当面日本遺族会への業務委託の撤回を中心に、運動を進めていくことになった。今後の事態の推移は予断を許さないが、多くの運動体の参加と積極的活動が何よりも必要とされている。

史関係者だけでなく、広く市民運動体、平和運動団体などにも呼びかけを行った。こうして、平和祈念館、わだつみ会、アジア民族法廷、平和博物館を創る会をはじめ、「従軍慰安婦」問題などに取り組む団体などが一月二〇日、中大会館

で緊急集合を開き、当面日本遺族会への業務委託の撤回を中心に、運動を進めていくことになった。今後の事態の推移は予断を許さないが、多くの運動体の参加と積極的活動が何よりも必要とされている。

全体を通じて、記念館建設には、まずその前提となるファシズム、戦争、戦争責任などについての認識の確立が不可欠であり、その上で教育的機能や、戦没者への追悼のあり方も含めた配慮が必要であることが痛感されたシンポジウムであった。

1993年12月13日

戦後補償ニュース

第10号(4)

国連報告

規約人権委員会で軍人・「慰安婦」問題など検討

弁護士 戸塚 悦朗

元軍人等への差別から
一〇月、四日、三〇日の間、ジュネーブ国連欧州本部で開かれた規約人権委員会(国際人権「自由権」規約普及させるため設置された機関)に、日弁連代表団の一人として私も出席した。二二、二八日には、第三回日本政府報告書の審査を傍聴し、重要な討議を直接見聞することができた。戦後補償問題の部分のみを報告しよう。

同規約二六条(法の前の平等)との関連で、台湾・朝鮮出身の旧軍人・軍属が日本国籍喪失により恩給などを受給できない問題について、二委員が発言した。後に、規約委員会のコメントにも「差別である」と記載されることになった。その中で、スウェーデン出身のベネグレン委員は、さらに一歩進んで「戦争被害者である「従軍慰安婦」はいかなる補償からも取り残されてしまっているのではないか」という趣旨の短い発言をした。

これに対して日本政府代表の国務省人権難民課長は、「国連条項の趣旨は考えていない」と回答。また「慰安婦」問題については、「規約批准前に発生し

た事項なので、規約の適用があるかの問題はあがある」とした上で、これまでの経過を説明した。宮沢首相の謝罪、政府による第二次調査発表、河野官房長官談話をも含む詳細なものだ。内容的に新味はなかったが、一委員の短い発言に対しては、丁寧な回答しなければならぬ状況に日本政府が追い込まれていることをうかがうことができた。

今回の規約人権委員会には、多くのカウンター・レポート(政府報告書に対抗して国際・国内NGOが委員に提供する情報)が出された。台湾日本兵問題など

の戦後補償問題に長年取り組んできた自由人権協会が詳しい報告書を出したほか、日弁連も、取り上げて欲しい質問事項の中で、広義の「戦争被害者」という概念を立て、日本帝國軍側において戦争被害を受けた旧軍人・軍属には、恩給など累積で三三兆円(昨年一年で一・七兆円)にも上る補償がなされているのに対して、その加害行為により真の戦争被害を受けた「従軍慰安婦」などの被害者には全く補償がなされていないことを問題にし、規約二六条に違反する差別だと批判した。

「慰安婦」被害者の被害
私たちはロビーイングの過程で、委員から質問された。「慰安婦」問題について、規約二六条の「法の前の平等」に反

する不合理的差別というしある。日本軍による戦争犯罪の被害者の間で、国内法・国際法上の差別的取扱はないのか」と。そのやり取りの中ではっきりしてきたことだが、日本は、ボツダム宣言一〇条を受諾し、「戦争犯罪人に対するシベリア抑留処罰法(ラウルベシ)とする原則を承認した。さらに、サンフランシスコ平和条約第一一条によつて、戦争犯罪及び人道に対する罪を裁く「極東国際軍事裁判所並びに日本国におよび国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾した。にもかかわらず、人道に対する罪の被害者を裁こうとした「従軍慰安婦」については、日本の当局は、一人の責任者をも自ら処罰していない。条約も「法」だ。これは、法の前の平等」に反

する不合理的差別というしかない。これら基本的事実について、補充情報現地を迅速に提供。こうして、口弁連の「従軍慰安婦」差別論は、日本帝国による他の種類の戦争犯罪の被害者との対比に目を向ける独自のものになった。

たしかに、日本帝國軍がオランダ女性三五名を「従軍慰安婦」とした事件について、バタビアにおけるオランダ軍事法廷は日本軍人等を裁き、有罪と認定、約一〇名の被告人らは死刑(一名)などの重い刑に処せられた。よく考えてみると、この先例は重大な意味を持つ。このバタビア「慰安婦」裁判は、前記平和条約二二条の「国外の他

の連合国戦争犯罪法廷の裁判」に含まれるはずだ。そうすると、これは単に国際法上の「先例」という以上の意味を持つことになる。日本が、この判決を受諾した段階で、オランダ女性が被害者である場合には、「慰安婦」に対する行為が重大な犯罪であったという法的評価を公式に認めたことになるからだ。ところが、日本政府は、アジアとりわけ韓国・朝鮮女性が被害者になると、全く同じ加害行為(多くの場合オランダ女性よりも被害期間が長く、被害実態はより悲惨である)について、犯罪であることを認めていないことになる。これ以上のアジア女性・韓国朝鮮女性に対する蔑視・差別があるだろうか。規約二六条などに違反する重大な差別だろう。

国からは同委員会関係者や研究者など一五〇名ほどが参加。同国でもこの種の国際会議が開催されることは初めてのことで、連日新聞・テレビ等の取材があり、注目された。

各国の要求の特徴
参加者は、「従軍慰安婦」被害者二名、強制連行被害者三名の貴重な証言を聴く

「慰安婦」問題で多数が「責任者処罰」を
「ヒュンヤン」国際会議報告
十二月七日、八日、朝鮮民主主義人民共和国のヒュンヤンで開かれた日本の戦後処理問題に関する国際会議に出席したので、これも報告したい。

多くの参加者
テーマは、一九〇五年「保護条約」の効力問題、強制連行問題、従軍慰安婦問題など。主催者は、共和国の「従軍慰安婦」・太平洋戦争被害者補償対策委員会。国外から多数の参加があった。韓国挺身隊問

(5) 第 10 号

戦後補償ニュース

1993年12月13日

機があらった。討議では、「二五もの発表がなされた。その内容は多岐にわたり、とてもここで報告することができないので他にゆすり、特に強く印象に残った点だけ述べたい。それは、責任者の刑事処罰」の要求について参加者の間で広範な一致が見られたことだ。

韓国対協の李効再共同代表は、「従軍慰安婦」に対する日本の行為を「ジェノサイド」「人道に対する罪」に当たるとした。日本は、韓国女性を性的奴隷とし、出生能力を奪い、「民族を抹殺しようとした」という厳しい評価である。これを前提とする対協の要求の骨子は次のとおりである。

①真相究明、②責任の承認、③謝罪、④賠償、⑤金銭的補償、⑥教科書に記載するなど再発防止措置、⑦責任者の処罰。

偶然だが、これらの要求項目は、ファンボーベン国連補償問題特別報告者の最終報告書（今年八月公表され、国連人権小委員会から高く評価された）があげた重大人権侵害被害者の賠償への権利の内容とびつたり一致する。

共和国側の発表者の論調も同様だ。上記対策委員会、従軍慰安婦「犯罪は

「国際法上、人道にたいする罪」であって、「時効の成立しない重大な人権蹂躞の重大罪」であるとし、それを前提に、この問題の「解決方法」として、①犯罪事実の全面的調査と公開、②責任者の刑事処罰、③公式の謝罪表明（追悼、教科書への事実記載を含む）、④誠意ある補償措置、⑤日本政府が誠意ある解決に応じなければ、国際裁判など国連を通じて解決する、というもの。これも、対協の要求と同一である。

処罰要求の広がり

フィリピン「従軍慰安婦」調査団のラウデス・インダ・イ・サホル氏の要請は次のとおり。フィリピンなどにおいて日本帝国軍が行った「慰安婦」への加害行為は、通常の戦争犯罪であるばかりか、人道に対する罪も成立する。ところが、オランダ女性被害者の例を除いて、極東国際軍事裁判所などの法廷は、この犯罪を全く裁いてこなかったとし、日本政府に対する要求は、対協などと同等だ。

この会議には出席していないが、アジア女性人権協議会など世界の女性運動は、一九九五年北京世界女性会議に向けて、女性に對

する暴力に効果的に対応する、被害者への補償機関・国際刑事法廷の設置を求めている。

これらの要求を見ると、「従軍慰安婦」に対する加害行為を人道に対する罪」「戦争の戦争犯罪として扱うこと、処罰がなされていないことを批判し、日本に對し責任者処罰を要求していること、日本がこれに応じない場合を想定して、刑事法廷設置を求めていることなど、広範な一致がみられた。

日本世論に大きなズレ

「従軍慰安婦」に対する加害行為の凄惨さは、筆舌に尽くしがたいものがある。ビュンヤン国際会議でも証言を聴いたが、当時の日本の刑事法に照らしても、数え切れないほどの殺人、誘拐、強姦、監禁、強要、無行傷害、その他の犯罪が犯されたことが誰の目にも明らかだ。加害者の行為は、世界中どの国の当時の法に照らしても重罪として裁かれるべき犯罪に当たるとは、疑いなく、

た。日本政府も、「堪え難い苦しみと悲しみを経験」した被害者に對して「人道的」「見地から」「補償」をすべきという。しかし、この「措置」に「責任者の処罰」を加えようと考えている政府関係者は、誰もいないだろう。今日の日本では、交通事故によって外国人を殺傷した場合でも、実刑判決を受ける覚悟が、

る。しかし、ある政府関係者は、処罰要求について「シャナリストから尋ねられ、できるはずがない」と一笑に付したという。

国際法が明示する処罰

だが日本は、こうした犯罪に對して、国際法上明文の処罰義務を負っているのである。第一に、強制労働条約上の義務がある（一九三〇年ILO二九号条約、日

本は一九三三年批准済み）。同条約第二一条は、一定年齢範囲の男子のみの強制労働を許しており（勿論様々な規制がある）、女子の強制労働は一切禁止している。今年八月四日第二回調査結果発表に際し、日本政府は、大多数の「従軍慰安婦」に對する強制を認めたのだから、同条約違反の事実の存在を認めたことになろう。この場合、同条約には（補

償を義務づける規定はないが）、強制労働を強いた者を刑事犯罪者として処罰すべき義務を日本政府に負わせる明文規定がある（同条約第二五条）。だから、日本政府は、「従軍慰安婦」に性的奴隷労働を強いた犯罪の責任者の処罰義務を負っていることは間違いない。

第二に、「職業」の為人身売買を禁止する三條約がある。これらには、植民地には適用しないという除外規定や留保があるが、「従軍慰安婦」制度の立案、実施の命令・許可・授権などの行為が東京の軍中央で行われ、多くの場合連行には日本軍船舶が使われ、連行には日本人・官憲等が関与したので、これら条約は本件にも適用できると考えられる。そのうち、職業を行ハハムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル國際條約（一九一〇年条約、日本は一九三五年加入）の第二一条は、「詐欺ニ依リ又ハ暴行、脅迫、權力乱用、其ノ他一切ノ強制手段ヲ以テ成年ノ婦女ヲ勧誘シ誘引シ又ハ拐去シタル者」も「罰セラルベシ」とする。さらに、同条約第三一条は、重ねてこれら規定に抵触する犯罪を「処罰スルタメ必要ナル措置ヲ」執る義務を明文で規定している。

日韓協定を超える効果

重要なことには、これら国際法には時効がない。したがって、これらの処罰義務は、現在の細川政権をも拘束しているのである。ただし、現在日本国内法を適用して、責任者を処罰しようとしても、日本の刑事訴訟法上は公訴時効が成立しているの、訴追ができない。しかし、日本の国会も立法など必要な措置を執る義務を国際法上負っているはずだ。今からでも、処罰義務を果たすべく適切な立法をして、処罰の努力をしなければならぬということになろう。

日本政府は、この場合も、「一九六五年の日韓協定など国際条約で処理済み」と弁解するだろうか。日韓協定を例にとるなら、一九六五年日韓で締結された協定は、「財産及び請求権」など経済的権利に関するものであって、このような日本の犯罪処罰義務を解除するものではない。いかに日本政府でも、このような抗弁はできないだろう。「責任者の処罰」という一致した国際的要求を前に日本政府は、根本的政策転換を迫られている。